

第1章

「開発と環境」の政治経済学をめぐって

政策と社会変動

寺 尾 忠 能

はじめに

「開発と環境」をめぐる諸問題は経済開発の過程における多様な社会変動のひとつの側面としてとらえることができる。ひとつの社会システムのなかで、環境問題が発生し、認識され、問題化して、対策・政策が形成され、それが執行され、その結果が現れる。その過程の全体を社会変動の他の側面との関連に注目しながら明らかにしていくことが、「開発と環境」のさまざまな問題を分析し、政策課題に答えるために必要であろう。

本章では、「開発と環境」をめぐる議論を整理する枠組みを提供するための準備として、まず第1節で経済学の議論を利用可能な範囲で、環境問題と開発論、開発経済学との関連について論じる。第2節、第3節では、環境問題をとおして社会変動をどのようにとらえるかという問題意識から出発して、環境政策の核心を合意形成過程としてとらえ、政策過程を分析する枠組みの方向性を考察する。さらに第4節で、そのようにとらえた環境政策が、「開発と環境」をめぐる議論のなかでどのような役割を果たしうるのか、経済開発の過程を分析するうえでどのような視角を提供しうるのかを、産業公害対策における「日本の経験」の位置づけを試みながら考察する。

第1節 「開発と環境」の政治経済学をめざして

自然科学の手法を用いて環境問題を研究する立場からは、対象が先進国であっても発展途上国であっても、問題の構造や必要な分析手法にとくに違いを見いだす必要はないかもしない。いくつかのパラメーターの値が異なるだけで、同じモデルで説明できるかもしない。しかし、社会科学の分析として、比較社会分析を試みる立場から、環境問題を題材にして社会の構造を論じることも可能であろう。

経済学の立場から「開発と環境」という新しい問題群の実証的研究に取り組む場合に必要とされる分析枠組みは、経済学の分野としてすでに存在する開発経済学と環境経済学それぞれの議論とどのように関連づけることができるかを以下で検討する。

環境経済学と開発経済学はともに経済学のひとつの分野であるが、経済学全体の体系のなかで、それぞれのサブカテゴリーが占める位置は同質なものではない。経済学の分野は、それぞれいくつかの異なった軸によって分岐している。

いわゆる応用経済学、なかでも実証研究を目的とする分野では、農業経済学、金融論、労働経済学のように、それぞれの対象とする市場経済のセクターを分析するものがある。これらは、分析の対象となるそれぞれのセクターが明確に定義されていて、統計データなどの作成も制度化されているため、応用経済学と位置づけられる分野のなかでも実証研究が盛んに行われている分野である。

開発経済学は、経済学の体系のなかで、応用経済学としては独特な位置を占めている。開発経済学は、上記のような市場経済のセクターを対象とする分野ではなく、市場経済そのものの発達過程を対象としている分野といえる。低開発国の経済発展という現象は、さまざまな社会変動をともなう。そうした変動を主として経済学の手法を用いて分析することが、開発経済学の主要

な目的であろう。農業や金融や労働といった市場経済のセクターも経済発展の過程で構造的に変化するため、それぞれが開発経済学の対象となりうる。つまり、農業経済学や労働経済学などのように市場経済のセクターを分析する応用経済学の多くも開発経済学のなかに取り込まれうる⁽¹⁾。このような位置を占める応用経済学として、他には経済史と比較経済体制論があげられる。いずれも市場経済の体系そのものを対象とし、その変化の過程の分析や異なるシステム間の比較を行う分野である。

一方で、経済学のなかで開発経済学という独立した分野は必要ないという考え方もある。これは1980年代半ばに盛んになった「開発経済学における新古典派の復興」という潮流のなかでの主張である。市場メカニズムの有効性を重視する新古典派経済学の立場では、低開発国を対象とする場合も特別な手法を用意する必要はなく、基本的には同じ枠組みを用いて経済分析を行うことができるということになる。これに対して、開発経済学の側からも、情報の経済分析や新制度学派などの成果を取り入れて独自の分析枠組みの必要性と可能性を主張する試みがある⁽²⁾。「市場経済の低発達」という概念を導入して、発達した市場経済の存在を前提とせずに、発展過程を描こうとする立場もある⁽³⁾。

環境経済学についても、ミクロ経済理論の応用（応用経済学の一分野）であるという立場と、経済理論全体を書き換えるような経済分析の枠組みそのものの転換としてとらえる立場とがある（植田ほか [1991: 11-13]）。環境経済学が応用経済学であるとすれば、その対象としての「環境」に相当する市場経済のセクターを想定することは必ずしも容易ではない。応用経済学としての環境経済学は、具体的な環境問題の実証的な分析における研究成果は少なく、応用ミクロ経済学の理論的な研究がその主流であった。分析対象となるセクターの明確な定義が難しいことや、その統計的データの定義・収集が容易ではないことがその主な原因であろう。環境経済学は応用経済学でありながら、理論的研究がその主流であった。CVMや排出権取引という形で、仮想的な市場や人工的な市場の想定にみられるように、「環境」を市場としてとらえるための概念的、技術的手法の発達によって、近年になって環境経

済学の実証分析にも多くの研究がみられるようになった（植田〔1996a〕参照）。

開発経済学と環境経済学を関連づける場合、環境経済学の関心領域を開発経済学のなかに取り入れる可能性が考えられる。農業経済学や労働経済学の分析手法や成果を開発経済学に取り入れる場合と同じ発想である。しかし上述したように「環境」をセクターとしてとらえることは実証的に困難をともなう。実際、開発経済学はその形成、展開過程を通じて、環境問題を重要な論点としてとりあげたことはほとんどなかった⁽⁴⁾。

一方で、環境問題に対する対応を「負の外部性の内部化」の過程としてとらえて開発経済学のなかに組み込む試みも考えられる。そのことは、逆に環境経済学自体を、開発経済学や経済史に近い位置に移し替える可能性を追求することともいえる。「負の外部性の内部化」のプロセスは、外部性を市場経済の内部に取り込むことにはかならず、ある意味で「市場経済の発達過程」と対比させてとらえることも可能である。環境破壊という事象が問題として認識され、市場経済のなかに内部化されていくプロセスを描く開発経済学、あるいは経済史が可能であり、必要であろう。

「外部性」を内部化する過程においては、何らかの制度形成や政策的対応が必要とされる。政策過程のダイナミズムを内生的に描くためには政治経済学的アプローチが有効であろう。開発過程の一連の公共政策を扱う分野を、開発経済学のなかで「開発の政治経済学」と呼ぶ立場がある⁽⁵⁾。ここで検討しているものは、「開発と環境」の政治経済学と呼びうる分野であろう。経済開発そのものとその過程における環境問題に関わる多様な主体間の相互作用の社会的ダイナミズムを描くために、各主体のインセンティブ構造や制度形成の分析を基盤とする、政治経済学的アプローチが必要とされている。

「開発と環境」の政治経済学という枠組みを定式化するための手がかりとして、以下の第2節では、まず紛争という切り口から開発にともなう社会変動を描く可能性を検討し、さらに第3節で環境政策を広義に定義することによって、政策過程を交渉過程、合意形成過程と位置づけて、実証的研究の可能性を検討する。

第2節 環境紛争と社会変動 ——交渉過程としての紛争——

環境汚染の問題は、その汚染に対する政府の対策が有効に機能していない場合には、公害紛争、環境紛争として顕在化する場合が多い。公害紛争、環境紛争の発現の仕方とその解決の試みを観察することで、その国・地域の環境政策、環境行政の問題点を顕在化させる可能性がある。

さらに、環境汚染は、短期間に特定の地域社会に多大な負の影響を与えるため、地域社会は迅速な対応を迫られ、その結果、平時には観察されにくいような社会構造が顕在化する可能性がある⁽⁶⁾。たとえば、汚染の被害者がまず地域社会のなかのどのような社会関係を頼って被害からの救済と問題解決を試みるか、その結果どのような解決がもたらされるかを観察することで、対象とする社会の構造が浮かび上がる可能性がある。また問題の基本的構造が類似している事例を複数の地域においてとりあげ、問題発生の経緯や解決の方向を比較することによって、それぞれの地域の社会構造を特徴づける可能性もある。

公害紛争、環境紛争に関する社会科学的研究では、主として社会学の立場から、その社会運動としての側面に注目して、個別の運動や運動団体が、なぜ発生したか（政治的機会構造分析）、いかにして運動（組織）が維持・拡大され、成果を勝ち取ったか（資源動員論）、などを分析してきた⁽⁷⁾。ここでは個別の運動を分析するための道具立てとしてだけではなく、環境問題への対応に關係する多様なアクターの相互作用を描く政治経済学的分析の枠組みのなかで、公害紛争、環境紛争がどのような形でとらえられるのかを検討する。

一般に、紛争とは一種の交渉過程と考えることができる⁽⁸⁾。すでに発生してしまった汚染による事後的な紛争の場合では、交渉の当事者は汚染者と被害者であり、さらに仲裁者が交渉に加わる可能性もある。それぞれのアクターが複数存在する可能性がある。紛争処理の過程では、そもそも当該の紛争を

どのように解決するかという枠組みに関する合意を必要とする場合もある⁽⁹⁾。

環境汚染はミクロ経済学の理論でいう「負の外部性」(外部不経済)の典型例のひとつである。コースによれば、負の外部性は、政府による介入(直接規制や課税などによる間接規制)がなくても、当事者間の「自発的な交渉」によって取り除かれる可能性がある。「外部性」が放置されるのは、そうした自発的な交渉を行うためには「取引費用」が必要であり、その取引費用が相対的に大きいために交渉がさまたげられる場合である、と考えることができる⁽¹⁰⁾。

環境汚染を考えると、自発的交渉による解決のための取引費用がきわめて大きい状況を容易に示すことができる。たとえば、汚染による被害が存在しても補償を受けるためには因果関係が認定なされなければならない。汚染が広範囲に拡散して被害者が多数にわたる場合、被害者を組織することは容易ではなく、往々にして多大な時間と費用がかかる。交渉を組織する費用である取引費用が大きい場合には、当事者間の自発的交渉に任せたのでは解決が困難となり交渉が行われないか、紛争という形で交渉が行われても有効な解決にいたらず(適切な合意形成が実現できず)、「負の外部性」である環境汚染は取り除かれない。こうした場合に、さまざまな形の政府介入によって、環境汚染が軽減されて社会的厚生を高める可能性がある。環境資源の利用をめぐる紛争の場合には、市場メカニズムに任せても最適な資源配分が達成されないことが多い。その場合、政策的介入によって市場メカニズムを補って資源配分を改善し、社会的厚生を高めることができる可能性がある。

以上の議論をふまえて、第3節では、環境政策の過程を交渉・合意形成の過程としてとらえることによって、環境政策の有効性を検討することを試みる。

第3節 交渉・合意形成過程としての環境政策

環境政策とは、環境資源の利用をめぐる資源配分の歪みを是正するための政策介入ととらえることができる。政府が行う環境政策としては、いわゆる

汚染に対する規制では、汚染排出源に対する直接的規制（command and control）と、汚染税の徵収や汚染対策に対する補助金支出、排出権の設定などのような経済的手段による間接的規制があげられる。また、いわゆる自然保護、自然資源の保全はもちろん、下水道整備などによる衛生、生活環境の保全、アメニティー、街並みなどの歴史的、文化的環境の保全も環境政策のなかに含まれる、と考えられている^⑪。

環境政策に何が含まれるかは、環境とは何か、何を環境問題と考えるかという定義の問題と密接に関連している。環境問題の範囲については、明確な合意があるわけではなく、その空間的、時間的広がりについては、当該社会での人間の経済活動の拡大とともに多様化していかざるをえないものであろう^⑫。

しかし問題は「環境」の破壊そのものにあるのではない。ある主体の活動によって生じた環境破壊が、他の主体や、破壊した主体も含まれる社会全体に対して悪影響を及ぼすことで「環境問題」となる。悪影響を受ける主体は、同じ世代の他者だけではなく、将来世代も含まれる。「環境問題」ととらえられる一連の問題群は、さまざまな特徴づけが可能であるが、ここで重要なのは、影響が直接的なものではなく、資源（通常の場合はストックとしてとらえられる）の破壊をとおして、他者に及ぼされるという点である。環境問題は、何かに媒介されて発生する。媒介するものは、大気、水などの環境資源であり、さらに土地（土壤）や廃棄物が複雑に介在する^⑬。

そしてそれらの「環境資源」は多くの場合、所有権が確定しておらず、それを利用する主体はその費用を負担する誘因がないため、過度に利用され、十分に保全されない。また、自然界が媒介する影響であるため、不確実性が避けがたく、因果関係の確定が困難となりやすい。悪影響が確率的に発生する場合も多い。環境資源の状況に関する認識は、科学的なものも、経験的なものも、広く共有されているものではない。とくに経験的な知識や局地的な情報は必ずしも政府だけが独占できるものではなく、政府がその収集に絶対的な優位性をもつともかぎらない。また、環境資源の多くは、適切な程度、範囲で利用していれば継続的な利用が可能な再生可能資源であるが、過

度な利用を行うと再生されず、不可逆的に破壊される可能性があることも、重要な特性である。環境資源の破壊の不可逆性は、その資源の利用に関するルールを試行錯誤によって決めるこを困難にする。そのような資源の利用に関しては、あらかじめ何らかの計画をたてるこが必要となる。

以上のような環境資源の特性は、政府による一元的な管理、政策介入の必要性と同時に、その限界も想起させる。そもそも、環境資源の適切な利用とはどのような状態であろうか。上述のように、何が環境問題か、どこまでが環境政策かという合意すらあらかじめ存在するものではない。望ましい環境とはどういうものかという合意そのものがあらかじめ決まっているわけではない。個々のローカルな環境資源の利用がグローバルな環境問題と関連している可能性や遠く離れた地域に影響を与える可能性が考慮されなければならないし、将来世代に与える影響にも配慮されなければならない。現存する世代の人々に限っても、多くの人々の選好（何を得ることをより優先させたいか）を知り、政府が利害を調整して、望ましい環境資源利用はどのような形でどの程度の水準とするかをとりまとめることは容易ではない。

環境政策とは、以上のような特性をもった環境資源を適切に管理するためにはどのような形が望ましいかを決めて、その実現を目指すこと、およびそのための制度整備のプロセスと考えられる。環境政策をその決定・実施プロセスの社会的ダイナミズムを含めて定義するならば、政策を決定・実施する主体は必ずしも中央政府と地方政府とその関連団体、国際機関などの公的団体に限られる必然性はない。環境政策の核心部分は、環境資源の利用に関する合意形成のプロセスにあると考えられる。

このような立場から環境政策をとらえて、その有効性と実行可能性を検討する場合に、単純に便益と費用の大小を比較する分析には限界がある。費用便益分析は開発プロジェクトの経済評価で使われてきたが、この考え方は政策分析にも応用されうる。ある政策にともなって発生すると想定される便益と費用のフローをそれぞれ割引現在価値になおしてその大小を比較検討する。しかし、環境をめぐる社会変動を考える場合、便益を受ける主体と費用を負

担させられる主体が異なるばかりか、物理的に遠く離れていたり、現在はまだ存在しない将来世代である場合がある。そもそも便益と費用の定義が困難である場合も考えられる。必要な情報を収集することは困難か、費用がきわめて高いかもしれない。また、想定される便益が費用をマクロ的にみて上回ったとしても、多くの関係者が合意しなければ、分権的な意思決定を尊重するかぎりその政策は実行されない。費用便益分析は、たとえ情報公開が行われるとしても政府のような主体が最終的には一元的に意思決定を行うモデルに最も適した手法であろう。

コースの議論が想定するような、取引費用が存在しない、すなわち「外部性」という財を取引する市場が費用をともなわずに形成される場合、あらゆる外部性が当事者間の自発的な相対交渉により解決されうるものとなる。その場合、環境破壊、汚染による被害は経済的に適切な水準に抑えられ、環境資源は最適な利用が行われうる。あらゆる外部性が「事前に」取り除かれうるため、資源の利用計画も不要となる。しかし、現実の世界では取引費用が存在し、人々は有限の空間で後戻りができない限られた時間のなかで生きている。環境資源の破壊の不可逆性も考慮すれば、その利用にともなう外部不経済を事後的に自発的交渉によって取り除くことは難しい。

環境資源の過度な利用を防ぎ、継続的な利用を可能にするためには、環境資源に関する科学的、経済的情報が示されたうえで、継続的な利用が可能であることが科学的に明らかな範囲内で、人々がどのような利用を選好するかを表明して、それを何らかの方法でとりまとめた適切な利用計画が作成されて、それが実行されなければならない。環境影響評価（環境アセスメント）は、特定のプロジェクトに関してではあるが、環境資源の状況やプロジェクトによる影響に関する情報を事前に収集し、それを広く関係者に公表して、意思決定の材料を提供するものである。こうした情報をを利用して、関係する人々ができるだけ参加し、それぞれの選好が反映されるような合意形成プロセスに基づいて一定の地域の環境資源全体について整合的に利用できるような計画が作成されることが望ましい¹⁴⁾。

環境資源をめぐる合意形成には、さまざまなレベルが想定されうる。上記の議論が前提としていたような特定地域の個別のローカルな資源（たとえば土地）を利用するような場合だけではなく、環境資源の利用に関する一般的なルールをひとつの主権国家の中央政府や複数の主権国家にまたがる範囲で決定する場合、地球全体での利用に関する国際的な交渉の場での議論まで含まれる。どのような資源についてはどのようなレベル、範囲での意思決定にゆだねるべきかについても、何らかの合意が必要である（意思決定の枠組みに関する意思決定）。現状では、既存の国境や行政区画を前提に議論されているが、その組み合わせが意思決定の望ましい範囲と一致しうるという保証はない。

環境政策を上記のように広義に定義したとしても、政府の役割は他の主体と全く同格であるというわけではない。環境政策においても、政府にしか行いえない領域が存在することは明らかである。直接規制も間接規制もその実施のためには、制度を整備し、執行をモニタリングする政府の存在が前提となっている。ただしそのような役割を果たす場合においてさえ、政府だけが政策を担うわけではないことが、近年強調される傾向にある。以下では、政府の役割のなかで、とくに情報の収集、提供者として、あるいは交渉の中立的な仲裁者、調停者としての役割を中心に考察することにする。政府の役割を、各主体の自発的な交渉過程が何らかの理由で有限の時間内にまとまることが困難である場合に、その困難の原因を取り除いて、合意形成が可能となる条件をつくること、そのための枠組み、制度をつくることとしてとらえることになる。

すでに述べたように、環境アセスメントのような形で提供される情報は、個々の関係者が意思決定に関わる場合の基本的な材料となるため、公共財としての性質をもっている。政府は、中立的な存在として、そうした科学的なデータを含む、環境資源に関する情報を収集して、多くの人が理解しやすいように加工して提供することが円滑な合意形成のためには望ましい。

開発と環境汚染の問題では、必要な情報を収集する能力の非対称性が問題

の解決を困難にする場合がある。大規模な企業と一市民との間には、そのような能力の非対称性は著しい。こうした著しい情報収集能力の差がある場合には、当事者間の交渉から望ましい効率的な解決策がもたらされる可能性は低い。環境アセスメントにかぎらず、政府はさまざまな形で客観的な情報を収集し、蓄え、加工して公表することによって、当事者間の情報の非対称性を克服することができる。例としては、汚染源となっている企業の活動や生産技術や汚染物質の排出量の情報などが考えられる。

日本の多くの地方政府が地域の事業者との間で公害対策に関する取り決めを行って締結している公害防止協定は、交渉の仲裁者、調停者としての政府の役割を果たしたものと解釈することができる。各事業所が個別の住民と交渉することは非効率であり、交渉の取引費用が大きいことが予想されるが、地方政府が地域社会を代表するものとして、汚染源となる事業者と交渉し、協定を締結することによって、交渉の費用が低くなるだけではなく、地域住民の組織だけでは克服することが難しい、当事者資格、正統性、社会的信用といった問題を克服することができる。公害防止協定は、地域住民の立ち入りや情報公開の条項を含む場合もある。また地域住民、事業者、行政との三者協定や、行政の立ち会いのもとでの住民と事業者との協定など、さまざまな形で締結されている¹⁵⁾。

環境紛争、公害紛争の行政的仲裁制度として、日本では公害紛争処理法に基づく制度がある。紛争の行政的仲裁は、公害紛争の調停制度にかぎらず、ADR (Alternative Dispute Resolution) と呼ばれるもののなかで重要な部分を占め、多くの分野で活用されている。公害紛争調停はADRの比較的古くから存在する事例である¹⁶⁾。行政による調停は、明らかに交渉の取引費用を引き下げる可能性がある。また、裁判に訴えるよりも、行政的仲裁のほうが時間もかからず、費用も低い場合が多い。行政的仲裁は、迅速で効率的な紛争解決の手段として、重要な役割を果たしうる。日本の公害紛争調停制度と類似した制度は、韓国と台湾でも試みられている。

上記の政府、汚染排出源（規制対象企業）、市民のほかに、交渉・合意形成

過程として環境政策の政策過程をみる場合に重要な主体（アクター）として、環境産業があげられる。環境産業は公害防止の技術、装置やソフトウェアの担い手である。公害防止の技術に関する情報を最も多くもちうる主体でもある。公害防止の技術や装置、ソフトが提供されなければ、公害防止の規制政策の実行は困難となる。これらを海外から輸入することも可能であるが、国内にある程度の環境産業をもつことは、政府の公害防止政策の自由度を高めるためにも重要であろう。とくに政府が公害防止の技術に関する情報を効率的に手に入れるためには、環境産業の協力が必要となる。一方で、環境産業がロビー活動によって政府による汚染規制の強化を促す場合、過剰な規制や特定の技術を用いた対策に偏重した規制が行われて行政経費を膨張させ、より効率的な汚染制御技術の開発を遅らせる可能性がある、という問題点も指摘されている¹⁷⁾。

環境政策をめぐる政策過程を交渉過程・合意形成過程としてとらえることは、以上に述べたようなひとつの国や地方という行政単位についてだけではなく、複数の主権国家にまたがる問題（たとえば越境汚染）や、地球環境問題としてとらえられる問題群（温暖化問題など）のような国際社会において取り組まなければならない課題の分析においても有効であろう¹⁸⁾。

第4節 「開発と環境」をめぐって

発展途上国の開発過程における環境問題、環境政策を考える場合、政策の主体を上記のように広くとらえることの利点は大きいと考えられる。多くの発展途上国では、法制度や行政制度の不備や行政機関の執行能力に限りがあることなどによって、環境政策にかぎらず、公共政策の領域で政府介入の成功に大きな期待をすることは、少なくとも短期的には現実的ではない。したがって、政府の能力を向上させる試みと同時に、短期的にはすでに直面している汚染などの問題に対して、いかに有効な対処を行いうるかを、政府を含

む社会全体で取り組む可能性が検討される必要がある。

以下では、第3節までの議論をふまえて、「開発と環境」をめぐるいくつかのトピックをとりあげて、その政治経済学的分析のために必要な準備作業を試みる。

1. 開発主義と産業公害・環境問題——「日本の経験」をめぐって——

産業公害対策における「日本の経験」を、経済開発過程での環境問題を克服した成功例として、発展途上国に移植できるとする考えがある。また一方で、日本の産業公害の経験を「教訓」として発展途上国に伝えるべきであるという主張もある。どちらの議論も、日本の経験がある種のモデルとして一般化できるという前提に立っていると考えができる。しかし、なぜとくに日本の経験が一般化されうるのか。日本の経験を一般化するなら、少なくとも高度成長期以前からの日本の経済開発の過程と産業公害の発生、対策の過程を分析して、適切に位置づけられなければならない。そうでなければ、それは単なる経験談にすぎない。後発国が産業化を目指す過程として日本の経験を位置づけ、その間に発生した問題として産業公害を特徴づけることによって、何らかのモデルとなりうるものを見いだすことができるかどうかを検討してみたい。

産業化を進める発展途上国の政府がとりうる立場は、村上泰亮により「開発主義」として以下のように定式化されている⁽¹⁹⁾。

「開発主義」は、私有財制に基づく市場競争の原則を堅持し、市場メカニズムの資源配分機能を重視しながらも、製造業の多くの業種に潜在的に存在する長期的費用通減の傾向を利用し、政府が介入して費用通減が予想される産業を積極的に推進することによって急速な産業化を目指す。産業化に成功した場合には、急速な産業化が社会にもたらすさまざまな問題点を克服するため分配政策、社会政策を行う。こうした一連の政策を政府が行なうことが「開発主義」として定式化される。開発主義の典型的な成功例が、第二次世界大

戦後の日本である。後発国の政府は、後発国であるからこそ、先進国の経験から学び、先進国から新しい技術を導入することによって、長期費用削減がどの産業で発生するかを予測することができると想定されている。

「開発主義」を構成する要素のなかで、「後発国における政策的に誘導された急速な産業化」が、環境政策を考えるうえではとくに重要である。また一方で、「開発主義」は、環境政策を分配政策や社会政策の一部分としてとらえるという視点も同時に提供しうる。

後発国における産業化の過程では、先進国すでに実用化されている技術の導入などにより、製造業の特定の部門に長期的に規模の経済が発生することを比較的容易に予測することができる。規模の経済が見込まれる産業部門は、たとえば日本の高度経済成長期における重化学工業のように、大規模投資が必要なものが多い。こうした産業の発展を、政府がさまざまな形で介入することによって促進することが可能になる場合がある。そのような市場経済に対する政府介入は、主として産業政策によるものである。たとえば、大規模投資に対する税制面の優遇措置や政策金融による低利融資、技術導入や開発に対する優遇措置や政府による技術開発、参入障壁や関税などによる競争抑制的な政策など、さまざまな手段でこうした産業政策は行われる。

長期的な費用削減による規模の経済を見込んだ産業政策による政府介入で推進された産業化は、大規模な投資、開発をともなうことによって、環境に対する負荷を大きくし、汚染の拡大を速めた。そして環境破壊、汚染が急速に拡大したこと自体が、対策を後追い的なものに限定していった。

産業政策に主導された産業化の意思決定には、広く市民の選好を反映させる必要があるとは考えられていなかった。環境破壊、汚染が拡大する速度を速め、対策を遅らせたのは、産業化の速度が速かったことだけが理由ではなく、環境破壊、汚染の被害を受ける人々の選好が産業化に関する意思決定に反映されず、また彼らが受けた被害に関する情報を政策当局が十分に認識できなかったことが重要な要因であった。

産業化に関する意思決定は、主に政府の産業政策担当部局とそれぞれの業

界、個別企業との情報交換、利害調整を通じて行われていた。そこに消費者や地域住民といった形で市民の意思が採り入れられ、反映される余地はほとんどなかった。産業化の推進をすべてに優先させることが、暗黙の了解として、広く社会に受け入れられていたとも考えられる。

政府と産業界との情報交換は、ときとして過剰な大規模投資、過剰な開発を誘発する場合もあった。石油化学プラントや一貫製鉄所のように規模の経済の効果が大きい特定の産業に過剰な投資が行われることを防ぐために行われた調整が、個別企業の競争のため、かえって全体で過大な投資を招く場合があった。そうした過剰な投資は過剰な開発を招いた。

産業公害対策の必要に迫られた際に、政策当局と産業界は産業化を推進するための手段と関係をそのまま利用して行おうとした。産業化を推進した政策当局と産業界との密接な関係は、後追いとなった産業公害対策を一気に進める場合にも有効に機能した。とくに、行政指導を利用した直接規制や、民間企業の公害防止投資に対する低利融資や税制上の優遇措置は、産業政策ですでに作られていた制度や関係をそのまま利用したものであった。

そのような産業公害対策は、すでに発生させてしまった汚染に対する後追いの対策ではあったが、当時の産業公害問題の深刻さを考えれば、緊急避難的な対策としては評価することができる。大気汚染物質、SOx（硫黄酸化物）を燃料の低硫黄化と重油脱硫装置、排煙脱硫装置の開発、導入によって著しく削減させた例は、こうした対策の成功例のひとつである。そこでは制度的な革新よりも、既存の制度や組織の枠組みを利用した、技術的な対策が追求される傾向があった。また、重油脱硫装置のような大規模な公害防止装置の投資は、税制上の優遇措置や政府系金融機関による低利融資など、産業育成のための手段が利用されなければ、短期間に集中的に行われることは困難であったと考えられる。

産業化を追求する政策手段を産業公害対策に利用する試みは、すでに発生させてしまった汚染に対する後追いとしては、有効なものであったが、その一定の範囲での成功が、環境保全の問題を根本的に取り扱うために長期的な

視野に立った政策を追求する体制を築く試みをむしろ妨げた側面がある。長期的な視野に立った資源の利用には、産業政策のような限られた範囲で行われる意思決定では、人々の選好を十分に反映させることができず、場当たり的な対応にとどまって問題の根本的な解決を遅らせる可能性がある。経済成長を何よりも優先させて追求していた時代には、それを政策目標として掲げることについて、社会的に暗黙の合意があったと考えられる。そのような単純な目的を追求するためには、産業政策の手段はきわめて有効となりうるものであった。しかし、環境保全のように、多様な利害を調整する必要がある問題では、そのような手段によって有効な政策を決定し実行することは難しい。環境保全の問題ではとくに、一度破壊された環境資源を再生することが難しいという意味で不可逆性が深刻であって、試行錯誤による対応は著しい非効率を招く可能性が高い。不可逆性が問題となる環境資源については、長期的な利用計画を作成しておくことが必要となる。

産業化の過程で、分権的な意思決定を行ってこなかった日本では、国土利用計画や個別の開発プロジェクトにおける意思決定に市民の意見が反映される仕組みは、きわめて限られたものであった。著しい汚染を招いた原因のひとつが、そのような非分権的な意思決定システムにあることは明らかである。にもかかわらず、技術的な対策のみで汚染の削減にある程度成功したため、社会制度の根本的な改革を行う機会を先送りにして、その後、環境資源の包括的、長期的な管理のための制度をつくるという方向に政策が進むことが妨げられてきたという側面があった。具体的には、分権的な意思決定のために必要な基礎的情報を提供する機会となりうる環境アセスメントの法制化がたびたび挫折したことを、その典型的例としてあげることができる。

開発主義が産業公害の現れ方とそれに対する社会の対応に対して与えた影響を、日本の経験をもとに以下のようにまとめることができる。(1)政策に誘導された急速な産業化は、環境への負荷を大きくし、環境破壊、汚染も急速に進行させたため、対策の遅れを招いた。(2)非分権的な意思決定によって推進された産業化が、環境汚染などの社会問題に対する認識の遅れと、場当た

り的で後追いに終始した対策をもたらした。(3)産業化の手段として用いられた産業政策の手法が、少なくとも短期的には、直接規制による環境汚染対策において、後追いの対策の範囲ではあるが、有効性を示した。(4)「産業公害対策」の一定の成功が、環境アセスメントの制度化や国土の長期的な利用計画への市民参加など、環境問題の根本的な解決とアメニティー改善のために必要な分権的意思決定の制度形成を妨げる側面があった²⁰。

「開発主義」という定式化に必ずしもあてはまらない発展途上国においても、政府による産業化の試みがかつて一度も存在しなかったという事例を探すことは困難である。たとえ産業化に成功しなくとも、無駄に終わった開発という形で環境破壊は確実に残される。日本を後発国の産業化の例として位置づけることは、環境問題の発生とそれへの対応に関して考察するためには、重要な視点であろう。

開発主義に基づく産業化においては、産業政策が重要な手段であった。日本の事例からは、産業政策は政府の強い規制権限がともなう場合もあったが、統制経済的な強力な規制は試みられず、政府は自らの役割を基本的には調整的なものに限定していたといえる。問題は、産業公害対策の場面においても、政府と個別企業、業界との間の交渉、調整という産業政策の手法が温存されて、一般市民の選好や利害が十分に反映された政策や制度を形成することが困難となったことである。

2. 民主化と環境問題・環境政策

環境政策において、政府が上述したような情報の収集と提供の役割、利害の調整者としての役割を果たすためには、政府の正統性に疑問がもたれず、社会的に信用されていなければならない。普通選挙によって民主的に選出された政府であることが、そうした社会的信用を得るために必要な条件であろう。民主主義が環境政策の進展において重要であるか否かを、一般論として単純に論じることは困難であるが、民主的に選出された政府であるほうが、

社会的信用を必要とする政策の推進において望ましいことは明らかであろう。

しかし、代議制民主主義の限界は、環境政策において顕在化する場合がある。とくに個別の政策課題の選択において、環境政策は投票行動を決定する最重要課題であるとはかぎらない。にもかかわらず、ある環境政策は特定の集団の生活に多大な影響を与える場合や、人々の価値判断に密接に関連する問題である場合が多いため、特定の環境政策の実行に対して、きわめて重要な評価をする人々が少なからず存在する。そうした集団が、イデオロギーや政治姿勢などの違いを超えて、政策課題の実現のために連帶する可能性がある。以上のような理由から、環境政策においては、直接民主主義が主張されることが少なくない。

民主化と環境政策の関連を一般論として論じることは必ずしも容易ではない²¹⁾。ここでは1980年代半ばから1990年代初めにかけて権威主義的体制から民主化した台湾の事例から、民主化と環境政策との関連について若干の考察を試みる²²⁾。台湾ではすでに1960年代から軽工業製品の輸出に主導された産業化が急速に進んでいた。1970年代前半からは、政策的に重化学工業化も推進された。遅くとも1980年代初めまでには、環境汚染、公害問題が深刻化していたにもかかわらず、台湾の人々は汚染排出源である国営企業や民間大企業に対して表立って抗議することができなかった。被害者たちの不満は抑え込まれたままであった。1980年代半ばから、政治的自由化と民主化が進展はじめ、野党が合法化され、社会運動も容認されるようになると、さまざまなかたちでの公害紛争が各地で頻発する。

台湾においては、1980年代後半まで、環境政策は低い優先順位しか与えられてこなかった。台湾で産業公害による環境汚染が深刻化した主要な原因是、政治的自由が与えられず、環境汚染に対する人々の不満を押さえつけていたため、問題が顕在化するのが遅れ、汚染源企業で適切な対策がとられず、政府が有効な対策をとることがあまりなかったためであった。政治的抑圧が終わった後では、激しい公害紛争が1980年代後半から1990年代初めにかけて頻発したが、政府も台湾の社会も、長期にわたる政治的抑圧のもとで環境汚染

などの社会問題による社会関係の緊張を適切に処理した経験をもたず、必要な行政制度の整備も十分ではなかったため、環境汚染の被害による社会変動に対処することができなかつた。政治的自由化がもたらした制度的空白が、そのような問題を引き起こしたといえる（寺尾 [1993]、Terao [2001] を参照）。

1987年7月の戒厳令解除に前後して進んだ台湾の政治的自由化、民主化の過程で、「自力救済」と呼ばれる、汚染や開発行為に対する被害を受ける民衆の抗議活動、環境保護運動が頻発した。これは政治的自由化と民主化を求める政治運動や社会運動が創出した運動の政治的な意味での「自由の隙間」を、民衆が利用したといえる一方で、逆に民衆の汚染に対する抗議活動の劇化が結果として他の多くの社会運動に対して活動の可能性を示して、政治的な民主化運動に対してもその活動の幅を広げたといえる（若林 [1992]）。

台湾の経験から、民主化、政治的自由化は、環境問題が顕在化するために必要であった。とくに局地的に発生する公害、環境汚染を政府が迅速に把握することは困難である場合が多いため、紛争の発生は重要なシグナルとなりうる。また、紛争処理の過程は関係者の利害を調整する場ともなりうる。紛争という形で問題が現れることを困難にしていたことが、民主化の進展以前の1980年代半ばまでの台湾で汚染問題の深刻化を招いたといえる。政治的自由化、民主化は、具体的には言論の自由、報道の自由が保障されるという意味で、以下で述べるインフォーマルな汚染規制の前提である。汚染規制、環境政策の実施を求める社会的な圧力が、政策の形成と執行に関して重要な役割を果たすという議論は、日本や多くの発展途上国に関する研究で報告されている²²。

3. インフォーマルな汚染規制

多くの低開発国においては、産業化を進めながらも、限られた行政資源のなかから、環境政策も行わなければならぬ。たとえば、行政資源の不足により、政府による汚染排出源のモニタリングが限られた回数しかできないか

もしれない。そのような条件下で、政府以外の主体の能力を利用しながら、適切な環境資源管理が行われる可能性がある。上述したような情報の収集、提供や調停者としての役割にいおても、政府だけではなく、NGOや国際機関、外国政府が担う必要があるかもしれない。

環境汚染の場合、企業（汚染源）、住民（市民）、政府の役割はどのようなものになるであろうか。政府による汚染排出規制が有効に機能していなければ、私的企業には汚染の排出を削減する誘因がなく、自由に必要なだけ汚染物質を排出するはずである。しかし実際には、政府の規制以外にもさまざまな形で企業の活動は制約を受けている。たとえば人口密集地域の企業は、地域社会による監視、抗議活動や小規模な紛争の繰り返しがある場合、政府のモニタリングや摘発が不十分であっても、自発的に汚染排出を削減して規制を守っている場合がある。規制値よりもさらに低い水準まで自発的に汚染を削減する場合もある。

世界銀行の調査研究グループによる一連の実証研究では、発展途上国の製造業企業の個々の汚染排出量を被説明変数として、当該企業が所在する地域の人口密度、所得水準、他の経済活動の水準、教育水準、などを説明変数とし、それらの「コミュニティー変数」の多くが、統計的に有意に個別企業の汚染排出と関係していることを明らかにしている。それらの研究により、人口密度が高く、所得水準が高く、汚染の被害を受ける他の経済活動が多く存在し、人々の教育水準が高い地域に所在する企業ほど、より多く汚染を削減している傾向があることがわかる²⁴。

「コミュニティーによる規制」といった非制度的な規制が機能して一定の成果をもたらしうるなら、それらを制度化して、政府による規制の不十分さを補う可能性が考えられる。モニタリングの頻度をいかに多くしても、その有効性には限界がある。汚染防止装置を設置している企業が、政府の検査のときだけ装置を作動させて、通常は電気代を節約するという事例は数多く報告されている。地域のコミュニティーによって汚染排出を日常的に監視することが可能ならば、はじめからその可能性を追求するほうが効率的であるか

もしれない²⁵。

先に述べた日本の経験では、産業政策の手法を用いた産業公害規制が行われるには、業界団体などが組織されて、経済開発を担当する政府部局とすでに密接な関係が構築されていることが前提になっている。発展途上国の多くの産業部門においてそのような前提は必ずしも成立しない。しかし、インフォーマルな規制が有効であれば、少なくとも政府による規制の執行を補助する役割を果たす可能性は十分にあり、政府がそうした規制の効力を認めて制度化する可能性は十分にある。

先に述べた日本の経験に関する論点は、行政、企業、市民の交渉過程が環境政策の形成、進展のダイナミズムを描き出すという視点に立てば、そうした「モデル」のなかで市民の役割を限定したものと解釈することもできるであろう²⁶。

まとめと展望

環境問題を通じて社会構造を分析するためには「開発と環境」の政治経済学と呼びうるような枠組みが必要である。本章では、環境紛争および環境政策を交渉過程、合意形成過程として位置づけて、政策過程の範囲を広げながら、実証分析につながるような枠組みをつくるための準備作業を試みた。さらに、まだ不十分な枠組みではあるが、それを応用して開発と環境の具体的な過程を分析することが可能であることを示した。しかし、「開発と環境」の実証分析の枠組みも、例としてとりあげた実証研究の方向も、この分野がもっている可能性の一部にすぎない。

「負の外部性」の典型例である環境汚染の除去は、それを生み出す生産活動と不可避的に関連してくる。環境汚染はほとんどの場合、それ自体独立して発生するものではなく、何らかの生産活動にともなって発生するものだからである。生産の正の成果を分配する政策としての社会政策の多くは、生産

活動から完全に切り離して論じることは難しいが、ある程度独立して分析することが可能となる。一方、生産活動の負の成果をいかに軽減し、誰が負担するかをあつかう環境政策は、他の社会政策よりも経済政策などへの関連性、従属性がより強い。したがって、環境政策はそれ自体を独立した対象として限定して分析するよりも、はじめから他の経済政策や社会政策との関連を意識して分析するほうがより有効であろう。多くの関係主体の相互作用の可能性を前提とした政治経済学的アプローチを用いて環境政策の政策過程の社会的ダイナミズムを分析するという視点は本書全体で共有するものであるが、このような背景によるものである。

環境政策という曖昧な概念に考察の範囲をとどめて、その形成、執行過程を独立して分析することの限界は、とくに環境問題が開発過程とより深く複雑に関連している発展途上国において環境問題、環境政策を分析する場合に重大な障害となる。環境政策の政策過程を交渉、合意形成過程としてとらえ、それを政治経済学的に分析することが、そのような限界を克服するためには必要である。

本章でとりあげた日本の経験に関する考察は、そのような分析枠組みを具体的に構築するために有益であると考えられる。抽象的にいえば、本来開かれているべき交渉過程の多様な可能性を狭めて産業政策を担当する当局と産業界の交渉に限定したことが、一時的には産業公害対策においてみられたような成功をもたらすかもしれないが、長期的にはかえってその後の制度形成を妨げる可能性を示している。

最後に、経済開発過程における環境政策の今後の展開について若干の展望を行ってみる。先進国や中進国では、急速な経済成長を今後も実現する可能性は低くなった。政府の政策目標としては、産業化の優先順位は低くなってきた。日本でも、もはや「開発主義」を政府が行うことには現実性はない。経済成長、産業化という単一の、ある意味で単純でわかりやすい目標があった時代は、社会的な合意形成は問題となりにくかった。また、「負の外部性」の除去の典型的な政策である産業公害対策は、合意形成の問題を回避した産

業政策の手法を温存したままでも、少なくとも短期的には一定の成果をもたらすことができた。

しかし、それらは場当たり的で事後的な対策にすぎなかった。環境資源全体を長期的に適切に利用しつづけるためには、環境資源の利用に関する社会的な合意を形成するための社会制度が確立されなければならない。「負の外部性」を除去してそれがない状態に戻すだけではなく、生活環境の改善をめざすためには、多様な利害関係を調整しなければならない。「開発主義」が行ったような政府による一元的な方法で、そのような複雑な調整を行うことはもはや不可能である。

環境政策の範囲と重点が、環境汚染の除去から自然資源の保全、アメニティー改善へ広がっていくという現象は一般的にみることができる。日本においても環境政策は、産業政策の一部としてよりも、社会保障、社会福祉などと並んで社会政策の一部としての側面を強めつつあると考えられる。先進国でみられる福祉国家では、経済成長という「パイの拡大」によって分配の改善を実現してきた。今後も高い経済成長を期待するのではなく、環境への影響に配慮しつつ可能な範囲で経済成長を実現して、その範囲で福祉を拡大する、という方向への転換が求められつつある。環境政策と社会保障政策との整合性が必要となる（広井〔1999: 28-34, 148-178〕、および広井〔2001〕を参照）。つまり、生産物の分配をめぐる社会政策である社会保障、社会福祉政策と、生産活動の負の成果の配分（と軽減）をめぐる環境政策が、それぞれ分離してではなく、整合的に行われる必要があるという意味である。さらに生産活動そのものをめぐる経済政策が、社会保障および社会福祉政策と環境政策のそれぞれと関連づけられる必要がある。

一部の発展途上国においても福祉国家としての側面が現れつつあるという議論がある。開発主義のモデルのように国家が市場に介入するのではなく、社会保障政策という形で広範に社会に介入するという事態が、一部の発展途上国でも起きつつあると考えられる。先進国の福祉国家が前提としてきたような経済成長をこれから福祉国家の局面に入ろうとする後発国は、もはや期

待することができないかもしれない。今後は中所得国を中心に発展途上国にも温暖化対策への取り組みが求められることが予想される。マクロ的な環境制約をうけながら、社会保障への支出を充実させるという側面と同時に、地域の環境を保全することを通じて社会保障に貢献するという側面でも、環境政策と社会保障、社会福祉との統合、両立が重視されるであろう。

[注] _____

- (1) 「開発経済学は美食家ではないかもしれないが、まちがいなく貪欲な大食家である」(絵所 [1997: 219])。
- (2) 新制度学派などの成果を取り入れた開発経済学のテキストブックとしては、原 [1996] などがある。
- (3) 「市場経済の低発達」という概念については石川 [1990]。自然資源の劣化などにともなう環境問題の一部は、「市場の失敗」である以前に、「市場経済の低発達」という概念で説明される可能性がある。
- (4) たとえば開発経済学のテキストブックでは、従来は環境問題はほとんどとりあげられなかった(原 [1996] のような例外もある)。近年では、森林資源のコミュニティーによる利用、管理などについての実証研究で、一定の蓄積がみられる。それらは農業経済学や林業経済学における土地所有の議論を応用、拡大する議論であり、開発経済学のなかでのセクター分析として位置づけることができる。
- (5) 絵所 [1997: 1] は「ここでは市場メカニズムの作用を究明する狭義の経済学にとらわれることなく、政府による開発戦略(あるいは経済政策)との関連において途上国の人々の経済行動あるいは社会の経済構造を研究の対象とするアプローチといった意味で『開発の政治経済学』という言葉を用いることにする」と述べている。通常、公共経済学においては、政府は中立的な立場で社会的厚生の最大化を目的として政策介入を行うと想定される。政治経済学は、そのような想定を外して公共政策を分析するものである、と考えることができる。
- (6) 長谷川 [1997] は、「紛争が社会問題を開示する」という立場から社会学の理論を展開する試みである。
- (7) 事例研究として、たとえば田窪 [1997] がある。また長谷川 [2001] は、よりマクロ的な視点から環境運動が環境政策に与えた影響を分析している。政治的機会構造分析は、個別の紛争事例よりもむしろ、本来は一国のマクロ的な傾向を国際比較などを用いながら分析する場合が多い。
- (8) 長谷川 [1997: 35-38] は、紛争は必ずしも避けるべきものではなく、以下

- の八つの機能を果たしていると述べている。(1)コミュニケーションのひとつの様式, (2)利害調整をはかる契機, (3)社会システムや集団の統合強化, (4)外部との紛争による敵意のはけ口, (5)勧善懲惡的な解決による規範の回復, 再確認, (6)外敵の存在によるアイデンティティ確認, (7)敵の敵との連携による新たな協力関係の契機, (8)社会問題の開示, である。紛争の交渉過程としての役割は, (2)に対応している。また公共政策の一種である環境政策の観点からは, 「社会問題の開示」という機能は重要である。
- (9) 「紛争」には多様な意味がある。「環境紛争」(environmental conflict) という用語でも, 資源の劣化にともなう武力衝突という意味で用いる例もある(たとえばDiehl and Gleditsch eds. [2001])。本章での紛争は, 武力衝突のような状態ではなく, 市場取引を除くあらゆる利害調整の過程での相互作用を想定している。環境紛争は, 環境資源の利用に関する利害関係の調整過程とともにいる。長谷川 [1997: 33] は, 「複数の行為者や集合体間の目標が相互に両立不可能な社会関係が対立関係である。紛争は対立関係がさらに進んだ段階であり, 複数の当事者が目標の両立不可能性を意識し, しかもなお相互に両立不可能な目標の達成を動機化し続けているような社会関係, 社会過程である」と, 紛争を定義している。
- (10) Coase [1960] およびLipton [1985] を参照。「コースの定理」については, たとえば植田 [1996a] などに解説がある。
- (11) 環境政策の経済学的分析に関しては, 植田・岡・新澤編 [1997] を参照。
- (12) 佐藤 [2002] は, 環境問題が問題として切り取られる過程を分析している。
- (13) 環境問題の研究は, 大気, 水, 廃棄物, 騒音といった媒介ごとの自然科学的な分析を出発点としている。媒介するものの自然科学的性質の差異は重要ではあるが, 環境政策に関する社会科学的研究は, 必ずしもそうした区分に縛られるべきものではない。
- (14) 寺尾 [1994] を参照。一方, 市場原理を補完するための計画原理にも重大な限界がある。長谷川 [1997] の第13章などを参照。
- (15) 公害防止協定は紛争処理の枠組みから理解できるという主張としては, 原科 [1983], 寺尾 [1993] [1994], 木南・木南 [1999] などがあげられる。また, O'Connor [1994] では, 公害防止協定を「経済的手段」のひとつとして位置づけている。公害防止協定の実証的研究としては, 堤 [2000], 松野 [2000] などがある。本書第2章(藤倉論文)では, 北九州市と横浜市, それぞれの公害防止協定を政策手段としての有効性の観点から比較分析し, 地方自治体, 企業, 市民の相互作用が環境対策を促進するメカニズムを考察している。
- (16) 裁判外の紛争調停の機能と問題点については, 和田 [1994: 127-161] を参照。
- (17) 植田 [1996b: 159-160] およびJänicke [1986] を参照。本書第3章(藤井論文)では, 日本の大気汚染防止技術のなかで, 硫黄酸化物対策(排煙脱硫)

と窒素酸化物対策（排煙脱硝）の技術を比較しながら、環境産業の産業組織と規制のあり方、それぞれの技術の特性が規制政策の実現可能性と技術革新の方向に与えた影響を分析している。

- (18) 本書第6章（城山論文）が論じているような国際的なレジーム形成をめぐる議論についても、以上のような分析視角は有効である。
- (19) 村上〔1992〕の下巻、第7章「費用通減の経済学」、第8章「システムとしての開発主義」を参照。
- (20) 「日本の経験」については、寺尾〔1994〕を参照。
- (21) たとえば理論的研究としてJänicke〔1996〕、国際間のクロスセクションによる実証分析としてMidlarsky〔2001〕、イエニケ〔2000〕などがある。
- (22) 台湾の環境問題、産業公害については寺尾〔1993〕、台湾における民主化の過程については、若林〔1992〕を参照。
- (23) 本書第5章（大塚論文）を参照。インドにおいては、司法がそのような社会的圧力の役割を果たしているといえる。Centre for Science and Environment〔1999: 360-384〕を参照。
- (24) World Bank〔2000〕などを参照。世界銀行は、インドネシア、中国、インドなど、多くの発展途上国の環境行政機関の行政能力向上（capacity building）のプロジェクトの過程で、当該政府から通常は入手が困難な個別企業の汚染排出に関するデータを得て、このような統計的分析を行った。その分析の枠組み、背景となるモデルは、Afsaf, Laplante and Wheeler〔1996〕で示された。
- (25) 本書第4章（小島論文）でも、発展途上国の鉛リサイクル業者のようにインフォーマル部門であり零細企業がほとんどを占める業種による汚染を規制する際に、住民によるインフォーマルな規制が有効である可能性を指摘している。一方で、本書第5章（大塚論文）では、中国の中央集権的な社会的文脈では、汚染源企業の汚染排出を抑制する社会的圧力が働きにくくと論じている。これは先に述べた環境政策の進展と民主化をめぐる議論にも示唆を与える論点である。
- (26) 日本の高度経済成長期の経験においても、市民の運動が汚染対策の進展に果たした役割は大きい。この点については、本書第2章（藤倉論文）でも論じている。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

イエニケ、マーティン（西平等訳）〔2000〕「グローバライゼーションにおけるエコロジー—国家における先駆的試みへの視座—」（『社会科学研究』〈東京大

- 学社会科学研究所紀要》第52巻第2号, 111~126ページ)。
- 石川滋 [1990] 『開発経済学の基本問題』岩波書店。
- 植田和弘 [1996a] 『環境経済学』岩波書店。
- [1996b] 「環境制御と行財政システム」(『経済論叢』第158巻第6号, 145~160ページ)。
- ・落合仁司・北畠佳房・寺西俊一 [1991] 『環境経済学』有斐閣。
- ・岡敏広・新澤秀則編 [1997] 『環境政策の経済学—理論と現実—』日本経済評論社。
- 絵所秀紀 [1997] 『開発の政治経済学』日本評論社。
- 木南章・木南莉莉 [1999] 「地域における環境問題の紛争処理—日本の畜産公害を事例として—」(『地域学研究』第29巻第3号, 249~262ページ)。
- 佐藤仁 [2002] 「『問題』を切り取る視点—環境問題とフレーミングの政治学—」(石弘之編『環境学の技法』東京大学出版会, 41~75ページ)。
- 田窪祐子 [1997] 「卷町『住民投票を実行する会』の誕生・発展と成功」(『環境社会学研究』第3号, 131~148ページ)。
- 堤理恵 [2000] 「環境保全、公害防止のための一手法『協定(Voluntary Agreements)』の研究」, mimeo.。
- 寺尾忠能 [1993] 「台湾—産業公害の政治経済学—」(小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境—東アジアの経験—』アジア経済研究所, 139~199ページ)。
- [1994] 「日本の産業政策と産業公害」(小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境—アジア新「成長圏」の課題—』アジア経済研究所, 265~348ページ)。
- 長谷川公一 [1997] 『社会学入門—紛争理解をとおして学ぶ社会学—』放送大学教育振興会。
- [2001] 「環境運動と環境政策」(長谷川公一編『環境運動と政策のダイナミズム』〈講座 環境社会学 第4巻〉有斐閣, 1~34ページ)。
- 原科幸彦 [1983] 「アメリカの環境紛争調停—住民との利害調整の新しいアプローチ—」(『環境情報科学』第12巻第3号, 45~50ページ)。
- 原洋之介 [1996] 『開発経済論』岩波書店。
- 広井良典 [1999] 『日本の社会保障』岩波書店。
- [2001] 『定常型社会—新しい「豊かさ」の構想—』岩波書店。
- 松野裕 [2000] 「国の公害防止協定に対する態度」(『明治大学経営学研究所 経営論集』第47巻第4合併号, 75~87ページ)。
- 村上泰亮 [1992] 『反古典の政治経済学』(下巻) 中央公論社。
- 若林正丈 [1992] 『台湾—分裂国家と民主化—』東京大学出版会。
- 和田仁孝 [1994] 『民事紛争処理論』信山社。

〈外国語文献〉

- Afsaf, Shakeb, Benoît Laplante and David Wheeler [1996] "Controlling Industrial Pollution: A New Paradigm," World Bank, mimeo.
- Coase, Ronald H. [1960] "The Problem of Social Cost," *Journal of Law and Economics*, Vol.3, No.1, pp.1-44.
- Centre for Science and Environment [1999] *State of India's Environment 5: Citizen's Fifth Report*, Delhi: Centre for Science and Environment.
- Diehl, Paul F. and Nils Petter Gleditsch eds. [2001] *Environmental Conflict*, Boulder, CO: Westview Press.
- Jänicke, Martin [1986] *Staatsversagen*, München: R.Piper GmbH & Co. KG. (丸山正次訳『国家の失敗—産業社会における政治の無能性—』三嶺書房, 1992年).
- [1996] "Democracy as a Condition for Environmental Policy Success: The Importance of Non-Institutional Factors," William M. Lafferty and James Meadowcroft eds., *Democracy and the Environment: Problems and Prospects*, Cheltenham, UK: Edward Elgar, pp.71-85.
- Lipton, Michael [1985] "The Prisoner's Dilemma and Coase's Theorem: A Case for Democracy in Less Developed Countries," R.C.O. Matthews ed., *Economy and Democracy: Proceeding of Section F (Economics) of the British Association for the Advancement of Science, Norwich 1984*, London: Macmillan, pp.49-109.
- Midlarsky, Manus I. [2001] "Democracy and the Environment," Diehl and Gleditsch eds. [2001] pp.155-178.
- O'Connor, David [1994] *Managing the Environment with Rapid Industrialization: Lessons from the East Asian Experiences*, Paris: Development Centre of the OECD (寺西俊一・吉田文和・大島堅一訳『東アジアの環境問題—「奇跡」の裏側—』東洋経済新報社, 1996年).
- Terao, Tadayoshi [2001] "An Institutional Analysis of Environmental Pollution Disputes in Taiwan: Cases of 'Self-relief,'" Wang Canfa, Xu Kezhu, Hu Jing, Liu Min, Tadayoshi Terao and Kenji Otsuka, *Studies on Environmental Pollution Disputes in East Asia: Cases from Mainland China and Taiwan*, JRP Series No.128, Chiba: Institute of Developing Economies, pp.43-70.
- World Bank [2000] *Greening Industry: New Roles for Communities, Markets, and Governments, A World Bank Policy Research Report*, New York: Oxford University Press.